

せいり ばんごう 整理番号	4-13-1	そうだん 相談レベル	2
ぶん るい 分類	ざいりゆう しかく てつづき 在留資格&手続き		
こう もく 項目	かいがい いじゆう 海外に移住するとき		
ない よう 内容	なんみん いじゆう 難民の移住		

相談者 インドシナ難民として定住者の在留資格で日本に住んできたが、アメリカに住んでいる家族と一緒に暮らしたいのですが、移住することはできますか？

回答者 日本に定住を許可された難民が外国に移住する場合は、一般の外国人と同様に、その国の政府から移住または移民の許可を得ることが必要です。日本にあるその国の大使館や領事館に確認してください。

⇒ 在日大使館&領事館 13-3-6へ

せいり ばんごう 整理番号	4-13-2	そうだん 相談レベル	2
ぶん るい 分類	ざいりゆう しかく てつづき 在留資格&手続き		
こう もく 項目	かいがい いじゆう 海外に移住するとき		
ない よう 内容	ねんきん 年金		

相談者 国民年金に加入しています。今回帰国することになったので年金を払い戻してもらいたいのですが。

回答者 国民年金や厚生年金保険には払い戻し制度はありませんが、脱退一時金支給制度があります。これは、外国人が日本滞在中に、年金に加入し保険料を6ヶ月以上納めた場合、帰国後2年以内に所定の手続によって請求すれば、脱退一時金が支給されます。また、年金受給資格がある人は、帰国後にその国で年金を受け取ることができます。ただし、この外国人脱退一時金の支給を受けた場合、日本での加入期間は年金加入期間として通算できなくなりますので、社会保障協定によって「年金加入期間の通算」が可能となっているドイツ、アメリカ、ベルギー、フランスなどの国籍の人については、将来通算して年金を受給するか、外国人脱退一時金を受けるかを、十分見極める必要があります。手続は社会保険事務所によく確認してください。

【国民年金の脱退一時金の金額：2006年7月社会保険庁ホームページより】

ほけんりょうのうふすみきかん 保険料納付済期間	じゆきゆうきんがく えん 受給金額(円)
かげつじょう かげつみまん 6か月以上12か月未満	41,580
かげつじょう かげつみまん 12か月以上18か月未満	83,160
かげつじょう かげつみまん 18か月以上24か月未満	124,740
かげつじょう かげつみまん 24か月以上30か月未満	166,320
かげつじょう かげつみまん 30か月以上36か月未満	207,900
かげつじょう 36か月以上	249,480

